



第53期 定時株主総会 招集ご通知

日時

2023年6月15日(木曜日)
午前10時(受付開始 午前9時)

場所

石川県金沢市高岡町15番1号
金沢市文化ホール
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

目次

招集ご通知
株主総会参考書類
事業報告
計算書類(連結・個別)
監査報告

株式会社 **ハチバン**

証券コード 9950



議決権の行使につきましては、「書面(郵送)」または「インターネット」により事前に行使いただく方法もございますので、あわせてご検討ください。

なお、当日はお土産のご用意はございません。

ハチバングループの道しるべ

ハチバングループで働くすべての人が創業の心を大切に、私たちの目指す姿、『食』と『おもてなしの心』で人やまちを笑顔に、元気に。」の実現に向かい努力を続けてまいります。



ハチバングループの道しるべ



2022年2月11日体系化

ごあいさつ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、心から厚く御礼申しあげます。

第53期定時株主総会を6月15日（木）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

今期は、新型コロナウイルス感染症に対する行動制限の緩和により人流が回復し、売上が段階的に回復したことで、私たちハチバングループは3期ぶりに、最終損益を黒字に転じることができました。これも長年にわたるお客様のご愛顧に加えて株主様、地域の方々、お取引先様、加盟店様、そして従業員といったすべてのステークホルダーの皆様からの日頃のご支援とご愛顧のおかげであると、あらためて心から御礼申し上げます。

私たちは、『食』と『おもてなしの心』で人やまちを笑顔に、元気に。」の実現を目指して、地域に愛され、地域になくってはならないお店づくりにこれからも全社一丸となって邁進いたします。

株主の皆様には、引き続き一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。



代表取締役社長

長 加 島 功

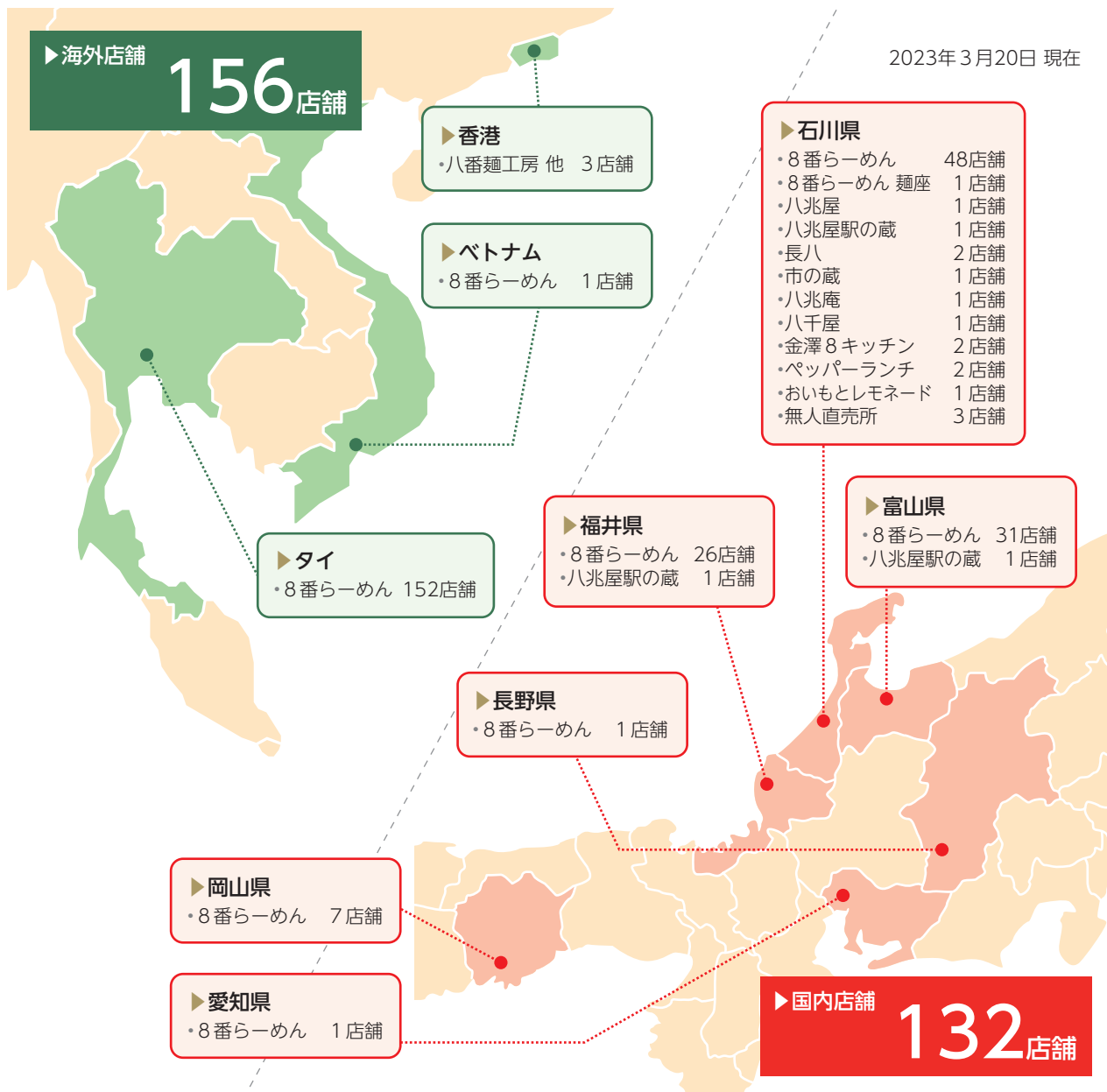
お知らせ

従来より、株主様へお送りしていた「HACHIBAN GROUP REPORT」につきまして、昨年より当社ウェブサイトでの掲載とさせていただきます。印刷物でのご案内廃止に取り組むことで、僅かながらではありますが、環境負荷低減の一助としたいと考えております。ご理解のほどお願い申し上げます。

▶当社ウェブサイト <https://www.hachiban.co.jp/ir/report.html>

当社グループ店舗数の状況

2023年3月20日 現在



証券コード 9950
(発送日) 2023年5月26日
(電子提供措置の開始日) 2023年5月24日

株 主 各 位

石川県金沢市新神田一丁目12番18号

株式会社ハチバン

代表取締役社長 長 丸 昌 功

第53期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、当社第53期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.hachiban.co.jp>

(上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「IR情報」を選択いただき、ご確認ください。)



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/9950/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「ハチバン」又は「コード」に当社証券コード「9950」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）により議決権行使をすることができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って、2023年6月14日（水曜日）午後6時までには議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月15日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 石川県金沢市高岡町15番1号
金沢市文化ホール（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

3. 目的事項

報告事項

1. 第53期（2022年3月21日から2023年3月20日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第53期（2022年3月21日から2023年3月20日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 監査役1名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2)インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3)インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
 - ◎会社法改正により、電子提供措置事項について上記の各ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。
- なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

- ①連結計算書類の連結注記表
- ②計算書類の個別注記表

したがいまして、本定時株主総会招集ご通知に記載している連結計算書類および計算書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成する際に監査した、連結計算書類および計算書類の一部であります。

お願い

- ◎本総会当日は感染予防措置を講じた上で開催いたしますが、開催日時点での流行状況やご自身の健康状態をご考慮いただき、当日の出席についてご検討いただきますようお願い申し上げます。
- ◎本株主総会の運営スタッフはマスク着用で対応させていただきますのでご理解いただきますようお願い申し上げます。
- ◎お土産のご用意はございません。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2023年6月15日(木曜日)
午前10時(受付開始:午前9時)



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2023年6月14日(水曜日)
午後6時入力完了分まで



書面(郵送)で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2023年6月14日(水曜日)
午後6時到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

印刷欄

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・2号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

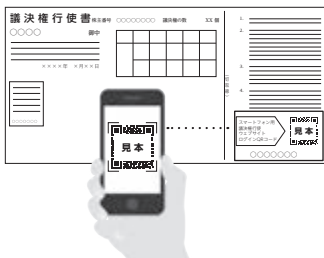
- ・インターネットおよび書面(郵送)の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00～21:00)

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

当社は、事業基盤の確立を図りながら、安定的な利益還元を行うことを基本方針としております。当期の期末配当につきましては、当期の業績、当社グループを取巻く経営環境、今後の事業展開ならびに安定配当の維持等を総合的に勘案いたしまして、1株当たり、普通配当を10円とさせていただきたく存じます。

なお、1株当たり10円の間配当を既にお支払しておりますので、これを合わせた当期の年間配当金は1株当たり20円となります。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金10円
総額29,794,050円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2023年6月16日（金曜日）

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役高橋巨氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
あおき たかし 青木 隆 (1957年1月31日)	1980年 4月 石川県警察官採用 2007年 3月 石川県警視 刑事部捜査第一課刑事調査官兼企画指導室長 2011年 3月 珠洲警察署長 2015年 3月 白山警察署長 2016年 3月 警察学校長 2017年 3月 警視正 2017年 4月 金沢信用金庫 入庫 監査部コンプライアンスグループ防犯対策本部長	一株
【社外監査役候補者とした理由】 青木隆氏は、司法警察官出身であり、過去に直接経営に関与された経験はありませんが、金融機関の監査部に勤務されるなど、公正に当社が社会において果たす役割を認識し、取締役の職務の執行が妥当なものであるかどうかを監督するに適任であると判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。		

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 青木隆氏は、社外監査役候補者であります。また、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしておりますので、当社は同氏を独立役員として指定する予定であります。
3. 社外監査役との責任限定契約の概要
当社は、社外監査役として有用な人材を迎えることができるよう、各監査役との間で当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めております。これにより、青木隆氏が選任された場合は、当社は同氏との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。
その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者の職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって填補することとしております。青木隆氏が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
- また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以上

事業報告

(2022年3月21日から
2023年3月20日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症に対する行動制限が緩和されたことにより人流が回復し、経済活動は徐々に正常化に向かいました。一方で、資源・エネルギー価格の高騰などに伴う物価上昇や、為替相場の急激な変動などにより、依然として先行き不透明な状況が続きました。

外食産業におきましては行動制限の緩和のほか、2022年10月から始まった全国旅行支援や、訪日外国人旅行者数の増加等から売上は段階的に回復した一方で、ウィズ・コロナ時代における外食利用シーンの変化や、原材料・エネルギー価格および物流費の高騰などにより、経営を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続きました。

このような状況において、当社グループは、目指す姿である「『食』と『おもてなしの心』で人やまちを笑顔に、元気に。」の下、食の安全・安心、QSC（品質・サービス・清潔）を徹底するとともに、食品安全マネジメントシステムに関する国際規格ISO22000を、当社本社工場に続けて、8番らーめん泉ヶ丘店でも認証取得いたしました。また、消費者のライフスタイルの変化に対応すべく、新業態として「そばと四季揚げ 八兆庵」と「野菜巻き串 八千屋」を開業したほか、8番らーめんでは配膳ロボットを導入するなど、当社事業の未来を見据えた新たな取り組みを進めてまいりました。

店舗数は、国内では新規出店が5店舗（直営店）、閉店が6店舗、海外では新規出店が7店舗、閉店が4店舗あり、合計288店舗（前連結会計年度末比2店舗増）となっております。その内訳は、国内店舗では、らーめん店舗115店舗、和食店舗9店舗、その他外食5店舗、無人直売所3店舗（合計132店舗）、海外店舗は156店舗であります。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は6,435百万円（前年同期比19.2%増）、営業収益（売上高と営業収入の合計）は7,107百万円（同20.2%増）となりました。また、営業利益は168百万円（前年同期営業損失343百万円）、経常利益は224百万円（前年同期経常損失69百万円）、減損損失56百万円、法人税等72百万円を計上した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は65百万円（前年同期親会社株主に帰属する当期純損失168百万円）となりました。

なお、「収益認識に関する会計基準」等の適用による、連結計算書類に与える影響は軽微であります。

セグメント別の経営成績は次のとおりであります。

①外食事業

8番らーめんフランチャイズチェーンの国内展開を主とするらーめん部門では、従業員の働き方改革と調理に集中しやすい環境づくりを進めるとともに、人手不足問題の解決のため、配膳ロボットやモバイルオーダーシステム、セミセルフレジシステムを導入した「8番らーめん松任駅北口店」をオープンいたしました。なお、配膳ロボットは6店舗に導入しております。さらに、「麻辣唐麺」や「とんこつ白湯らーめん」など7種類の期間限定商品を販売し、来店客数の回復および新規顧客の獲得に努めました。また、テイクアウト販売の利便性向上として、冷凍自動販売機の設置を進めております。

和食料理店を展開する和食部門では、新業態「そばと四季揚げ 八兆庵」を開業して、午後の甘味喫茶、夜のそばダイニングといった魅力ある利用シーンの提案により、コアターゲットである女性への訴求に力を入れております。また、身近な人と近所で居酒屋を楽しみたいとのニーズの高まりを受け、住宅地から徒歩圏内の小型店舗として開発した新業態「野菜巻き串 八千屋」を開業いたしました。

その他の部門では、石川県特産のサツマイモを使い、地元企業と協業して開発したお菓子等を販売するキッチンカー「おいとレモネード」が、石川県内のイベントや商業施設、ポップアップショップに積極的に出店し、認知度向上に努めました。

以上の結果、外食事業の当連結会計年度の営業収益は5,612百万円（前年同期比20.3%増）、セグメント利益は594百万円（同64.6%増）となりました。

②外販事業

外販事業では、「8番らーめん」ブランドを活用し、より付加価値のある商品の開発と提案を行っております。地元スーパーマーケット、国内各地の生活協同組合、量販店への卸販売、ネット通販のほか、8番らーめんで人気のある冷凍餃子等の新たな販売スタイルとして、無人直売所や冷凍自動販売機の展開を進めました。

以上の結果、外販事業の当連結会計年度の売上高は632百万円（前年同期比2.9%減）、セグメント損失は11百万円（前年同期セグメント利益20百万円）となりました。

③海外事業

8 番らーめんフランチャイズチェーンの海外展開は、タイでは152店舗、香港では3店舗、ベトナムでは1店舗の運営を行っております。タイでは、新型コロナウイルス感染症に対する規制がいち早く解除されたことで、コロナ禍以前を上回るほどに回復いたしました。またベトナムでは、2号店の開店に向けて準備を進めております。

タイでの液体調味料の製造・販売については、コロナ禍からの市況回復で売上が堅調に推移しております。

以上の結果、海外事業の当連結会計年度の営業収益は862百万円（前年同期比44.4%増）、セグメント利益は283百万円（同71.3%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は236百万円であります。その主なものは、機械装置のほか、店舗の出店、改修であります。

(3) 資金調達の状況

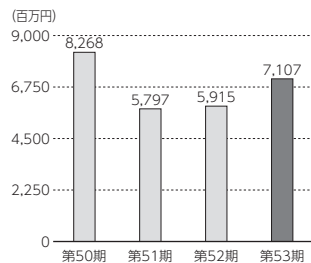
当連結会計年度において、重要な資金調達はありませんでした。

(4) 直前3事業年度の財産および損益の状況

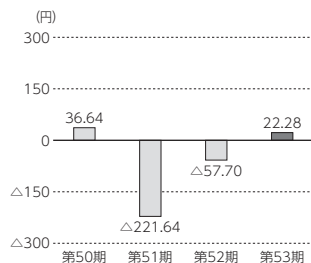
項 目	単位	第50期 2020年3月期	第51期 2021年3月期	第52期 2022年3月期	第53期 (当連結会計年度) 2023年3月期
営業収益	千円	8,268,016	5,797,411	5,915,070	7,107,283
経常利益又は 経常損失(△)	千円	290,831	△514,530	△69,923	224,276
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失(△)	千円	108,285	△647,596	△168,642	65,178
1株当たり当期純利益 又は1株当たり 当期純損失(△)	円	36.64	△221.64	△57.70	22.28
純資産	千円	4,096,138	3,388,923	3,162,269	3,222,491
総資産	千円	5,186,295	5,330,802	5,089,337	4,691,830
1株当たり純資産額	円	1,401.92	1,159.84	1,081.57	1,101.10

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式数(自己株式数を控除した株式数)に基づき算出しております。
2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数(自己株式数を控除した株式数)に基づき算出しております。
3. 1株当たり純資産額の算定上、「役員向け株式交付信託」および「従業員向け株式交付信託」が保有する当社株式を期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。また、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
4. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第53期の期首から適用しており、第53期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

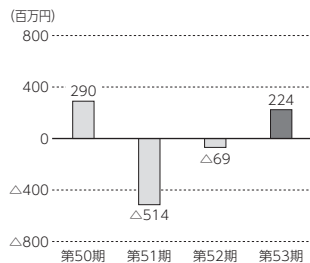
■営業収益



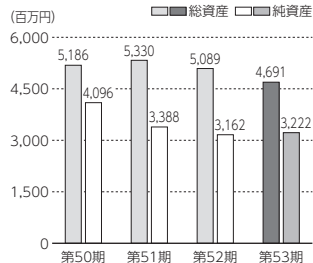
■1株当たり当期純利益



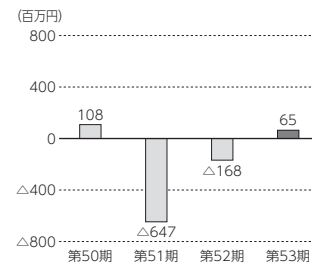
■経常利益



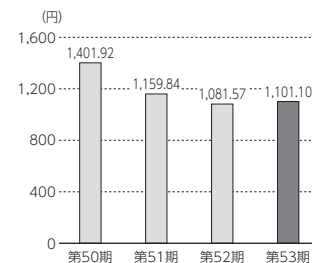
■総資産／純資産



■親会社株主に帰属する当期純利益



■1株当たり純資産額



(5) 対処すべき課題

当社グループが属する外食産業は、人口減少と少子高齢化の進行による市場縮小や人手不足による売上機会ロスに加え、新型コロナウイルス感染症拡大による利用シーンの変化、原材料費やエネルギーコストの高騰など厳しい状況にあり、企業間競争がさらに激しくなるものと予想されます。

このような状況のもと当社グループは、「『食』と『おもてなしの心』で人やまちを笑顔に、元気に。」を経営の目的に掲げ、お客様に安心してご利用いただける「食」の提供に努め、地域の皆様から「食はハチバン」と言っていたけよう様々な事業活動に取り組んでまいります。具体的には、お客様により多くのご満足を繰り返し感じていただける商品の開発、接客サービスの充実・向上に力を注ぎ、当社の強みである、飲食業としてのチェーンストア・マネジメントと、食品製造卸売業としてのサプライチェーン・マネジメントの二つのチェーン・マネジメントを軸としたブランドマーケティング戦略を展開いたします。

① チェーンストア・マネジメントの展開

- i 8番らーめんフランチャイズチェーンの展開を主とするらーめん部門では、立地環境の変化に対応した既存店のスクラップアンドビルドやリニューアル、ドライブスルー販売方式を併設した店舗の展開のほか、配膳ロボットの導入やテイクアウト、デリバリーのさらなる強化、セルフオーダーシステムやキャッシュレス決済の拡張などの接客サービスの向上により、店舗営業を活性化いたします。
- ii 和食部門では、多様化するお客様のニーズ・利用シーンに添えていくため、付加価値の高い商品の開発や、地域に密着した小型店舗等の開発・出店による展開を行い、新たな和食ビジネスモデルの構築を進めてまいります。

② サプライチェーン・マネジメントの展開

- i 外販事業では、飲食店チェーンでノウハウを培ってきた商品開発提案型サプライヤーとして、付加価値の高い商品の開発と販売の拡大を進めます。また自社ネット通販サイト「ハチバンeSHOP」をより充実させ、中食・内食需要の取り込みにも注力してまいります。
- ii 食品を製造する自社工場では、品質の向上と製造原価低減のため、設備機器と製造プロセス更新による生産性向上を行なうとともに、食品安全マネジメントシステムの国際規格「ISO22000:2018」の要求事項に基づき、より安全・安心な食品の製造に努めてまいります。

③ 海外事業の展開

- i タイ、香港、ベトナムにおける8番らーめんエリアライセンス契約先企業との関係をより密接にし、事業の拡大とブランド力の向上に努めるとともに、他の東南アジア地域への展開をにらんでまいります。
- ii ラーメンスープ・エキスの製造・販売においては、製造工場における生産体制の強化と品質管理の向上、新商品の開発に取り組み、販売先の開拓による事業基盤の安定拡大を目指します。

全社的には、組織改革と人材の育成・教育研修に重点を置き、働き甲斐のある職場環境をより整備していくことで、お客様のご期待にお応えするそれぞれの事業展開を確実なものとしてまいります。

(6) 主要な事業内容 (2023年3月20日現在)

- ① 飲食店フランチャイズチェーン事業
- ② 飲食店の経営および運営委託業務
- ③ 食品・食品原材料の製造加工および販売
- ④ 食料品および調味料の輸出入および販売

(7) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社等の状況

名 称	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社ハチバントレーディング (タイランド)	10,000千パーツ	100.0%	タイにおける食材等の輸出入
ダブルフラワリングカメラア株式会社	85,225千パーツ	38.6%	タイにおけるスープ・エキスの製造・販売

(8) 主要な事業所および工場ならびに使用人の状況 (2023年3月20日現在)

① 当社の主要な事業所および工場

名 称	所 在 地
本 社	石川県金沢市新神田一丁目12番18号
本 社 工 場	石川県能美郡川北町字田子島308番1号
セントラルキッチン	石川県金沢市西念二丁目20番1号

② 子会社等の主要な事業所および工場

名 称	所 在 地
香港八番貿易有限公司	Room908.9TH Decca Industrial,Centre.12 kut Shing Street,Chai Wan,Hong Kong.
株式会社ハチバントレーディング(タイランド)	909 Ample Tower,11/5 Debaratna Rd.Bangna Nua,Bangna,Bangkok 10260 Thailand
香港八番有限公司	Room908.9TH Decca Industrial,Centre.12 kut Shing Street, Chai Wan,Hong Kong.
ダブルフラウリング カメラ株式会社	30, Moo 4, Sarangphun, Wangmung, Saraburi, 18220 Thailand

③ 店舗

地域別	直 営 店	加 盟 店	合 計
長野県		1店	1店
富山県	八兆屋駅の蔵富山駅店 1店	31店	32店
石川県	8番らーめん本店・泉ヶ丘店・金沢駅店・松任駅北口店 8番らーめん麵座イオンモールかほく店、 八兆屋金沢駅前店、八兆屋駅の蔵金沢駅店、 長八片町店・金沢駅前店、市の蔵近江町市場店、 金澤8キッチン里海店・里山店 ペッパーランチイオンモール新小松店・かほく店 八兆庵野々市本町店、八千屋若宮店 キッチンカー「おいもとレモネード」、 無人直売所8番餃子野々市店、窪店、穴水店 20店	44店	64店
福井県	八兆屋駅の蔵福井駅店 1店	26店	27店
愛知県		1店	1店
岡山県	8番らーめんアクロスプラザ児島店 1店	6店	7店
国内合計	23店	109店	132店
タイ		152店	152店
香港		3店	3店
ベトナム		1店	1店
海外合計		156店	156店
総合計	23店	265店	288店

- (注) 1. 直営店の8番らーめん松任駅北口店、八兆庵野々市本町店、八千屋若宮店、無人直売所8番餃子窪店・穴水店(石川県)を開店しました。
2. 直営店の八兆屋矢作店・県庁前店、道の駅めぐみ白山内「地産百膳 風土びあ」(石川県)を閉店しました。
3. 加盟店の8番らーめん穴水店・金沢西インター店(石川県)、松島店(福井県)を閉店しました。
4. 海外では、出店7店舗、閉店4店舗、合計3店舗増加しております。

④ 使用人の状況

イ 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
外食事業	114 (238) 名	14名減 (27名増)
外販事業	6 (2) 名	1名減 (1名減)
海外事業	12 (-) 名	- (-)
共通部門	27 (5) 名	8名増 (4名増)
合計	159 (245) 名	7名減 (30名増)

(注) 1. 使用人数は就業員数（契約社員、嘱託社員を含み、当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、パートタイマー、派遣社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 共通部門として記載されている従業員数は、特定の事業部門に区分できない管理部門に所属しているものであります。

ロ 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
150 (245) 名	7名減 (30名増)	43.3歳	12.5年

(注) 使用人数は就業員数（契約社員、嘱託社員を含み、当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、パートタイマーは（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(9) 主要な借入先の状況（2023年3月20日現在）

借入先	借入額
株式会社北陸銀行	166,680 千円
株式会社北國銀行	55,552
三井住友信託銀行株式会社	52,300

2. 株式の状況（2023年3月20日現在）

- (1) 発行可能株式総数 12,832,444株
 (2) 発行済株式の総数 3,068,111株（自己株式 88,706株を含む）
 (3) 株主数 6,231名（前事業年度末比増減339名増）
 (4) 大株主の状況（上位10名）

株主名	持株数 株	持株比率 %
株式会社日本カストディ銀行（信託口4）	151,200	5.1
株式会社北陸銀行	146,746	4.9
麒麟麦酒株式会社	138,310	4.6
ハチパン取引先持株会	137,296	4.6
日清製粉株式会社	95,100	3.2
三井住友信託銀行株式会社	72,200	2.4
大和産業株式会社	68,600	2.3
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	53,200	1.8
明治安田生命保険相互会社	51,660	1.7
後藤克治	47,510	1.6

（注）持株比率は自己株式88,706株を控除して計算しており、上位大株主からは除外しております。なお、自己株式88,706株には、「役員向け株式交付信託」および「従業員向け株式交付信託」の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行（信託口）が所有する当社株式52,800株は含まれておりません。

(5) その他株式に関する重要な事項

(役員向け株式報酬制度)

当社は、2018年6月14日開催の第48期定時株主総会決議に基づいて導入された、当社取締役（社外取締役を除く。以下同じ。）及び執行役員（委任型）（以下総称して「取締役等」という。）対象の株式報酬制度「役員向け株式交付信託」（以下「本制度」という。）について、2021年6月17日開催の取締役会で本制度の継続と信託期間3年間の延長を決定しました。

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託が当社株式を取得し、当社が各取締役等に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役等に対して交付される株式報酬制度であります。取締役等に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理を行います。なお、取締役等が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時であります。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）を適用し、当社から信託へ自己株式を処分した時点で処分差額を認識し、信託が保有する株式に対する当社からの配当金及び信託に関する諸費用の純額を貸借対照表に計上しております。

なお、株式会社日本カストディ銀行が保有する当社株式は、純資産の部に自己株式として表示しており、前連結会計年度末の当該自己株式の帳簿価額は101,700千円、株式数は31,900株であり、当連結会計年度末の当該自己株式の帳簿価額は96,917千円、株式数は30,400株であります。

(従業員向け株式報酬制度)

当社は、2020年1月30日開催の取締役会決議に基づき、当社の株価や業績と従業員の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めるため、従業員に対して自社の株式を交付するインセンティブプラン「従業員向け株式交付信託」制度（以下「本制度」という。）を導入しました。

本制度は、予め当社が定めた従業員株式交付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員に対し当社株式を交付する仕組みで、従業員に対し個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権の取得をしたときに当該付与ポイントに相当する当社株式を交付します。従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理を行います。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）を適用し、当社から信託へ自己株式を処分した時点で処分差額を認識し、信託が保有する株式に対する当社からの配当金及び信託に関する諸費用の純額を貸借対照表に計上しております。

なお、株式会社日本カストディ銀行が保有する当社株式は、純資産の部に自己株式として表示しており、前連結会計年度末の当該自己株式の帳簿価額は74,256千円、株式数は23,800株であり、当連結会計年度末の当該自己株式の帳簿価額は69,888千円、株式数は22,400株であります。

3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役および監査役の状況（2023年3月20日現在）

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 会 長	後 藤 克 治	
代 表 取 締 役 社 長	長 丸 昌 功	
常 務 取 締 役	吉 村 由 則	執行役員 8番らーめん事業部長
取 締 役	舟 山 忠 彦	執行役員 管理部長
取 締 役	清 治 洋	執行役員海外事業部長 株式会社ハチバントレーディング（タイランド）社長
取 締 役	杉 本 貴 史	執行役員 ブランド戦略部長
取 締 役	後 藤 晋 一	執行役員 外販事業部長
取 締 役	石 川 正 則	
取 締 役	植 村 ま ゆ み	
監 査 役（常 勤）	藺 森 成 輝	
監 査 役	都 築 一 隆	都築公認会計士事務所所長
監 査 役	高 橋 亘	
監 査 役	左 近 光 治	

- (注) 1. 取締役後藤晋一氏は、代表取締役会長 後藤克治氏の実子であります。
 2. 取締役石川正則氏、植村まゆみ氏（戸籍上の氏名：金平まゆみ）は、社外取締役であります。
 3. 監査役藺森成輝氏、都築一隆氏、高橋亘氏、左近光治氏は、社外監査役であります。
 4. 監査役都築一隆氏は公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 5. 当社は、取締役石川正則氏、植村まゆみ氏および監査役藺森成輝氏、都築一隆氏、高橋亘氏、左近光治氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役および各監査役との間で、職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第427条第1項に基づき、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社の取締役および監査役（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。

なお、当該保険契約では、当社が該当役員に対して損害賠償責任を追及する場合は保険契約の免責事項としており、また、填補する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

(4) 事業年度中に退任した役員

当事業年度において退任した役員はおりません。

(5) 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	報酬等の 総 額	報 酬 等 の 種 類 別 の 総 額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	123,946千円 (4,969)	107,305千円 (4,969)	—	16,641千円 (—)	9名 (2)
監 査 役 (うち社外監査役)	14,045 (14,045)	14,045 (14,045)	—	—	4 (4)
合 計 (うち社外役員)	137,991 (19,014)	121,350 (19,014)	—	16,641 (—)	13 (6)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2007年6月15日開催の第37期定時株主総会において年額180,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名です。
3. 監査役の報酬限度額は、2007年6月15日開催の第37期定時株主総会において年額36,000千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

4. 上記報酬等の額には、取締役（社外取締役を除く。）に対する株式報酬制度として、当事業年度に計上した役員株式給付引当金の繰入額16,641千円が含まれております。本制度にかかる取締役の株式報酬の総額は、2018年6月14日開催の第48期定時株主総会において、年額30百万円以内、株式数の上限を年7,000株以内（社外取締役は付与対象外）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は、6名であります。

(6) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

- ①当社は、2021年2月1日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

ア. 基本方針

- ・報酬体系は、経営方針に従い各役員が継続的かつ中長期的な業績向上へのモチベーションを高めるとともに、企業価値の増大に資するものとする。
- ・報酬水準は、当社の発展を担うべく人材を確保・維持できる水準とする。
- ・各役員の役割や責任に応じ客観性と公正性を備えた報酬とし、以下の各方針等に従い個別報酬を決定するものとする。

イ. 取締役の個人別の報酬等の額または算定方法の決定に関する方針

- ・基本報酬は、月例の固定報酬とし、会社の業績、役位や職責の貢献度に応じて決定する。
- ・使用人兼務取締役は、使用人分給与は概ね類似する職務に従事する使用人中の相当額として加給する。
- ・期末時点での業績等を勘案して、役員賞与支給総額を定時株主総会に諮り、個人別配分について取締役会に一任された場合は、代表取締役社長が決定する。
- ・2009年6月役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する退職慰労金を退任時に支給する。

ウ. 非金銭報酬等の額もしくは数またはその算定方法の決定に関する方針

- ・株価による変動による利益・リスクを株主様と共有し、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献することを目的に、常勤取締役を対象に株式報酬を支給する。
- ・株式報酬は、在任している者に対し役位に応じて毎月1日にポイントを付与し、退任後に株式を交付する。

エ. 金銭報酬等または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定方針

- ・報酬等の種類ごとの比率の目安は、概ね固定報酬：賞与：株式報酬＝7：2：1とする。

オ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法

- ・ 個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき、代表取締役社長が各取締役の貢献度等を踏まえ、社外役員会の所見を得て基本報酬の額を決定する。

②取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

ア. 委任を受けた者の地位及び指名

代表取締役社長 長丸昌功

イ. 委任された権限の内容

各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分

ウ. 権限を委任した理由

当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには、代表取締役社長が最も適しているためであります。

エ. 権限が適切に行使されるよう講じた措置

社外役員会の所見を得て基本報酬の額を決定しております。

③当事業年度における個人別の報酬等の内容

- ①イ. 「取締役の個人別の報酬等の額または算定方法の決定に関する方針」に基づき、当該決定方針に沿うものであると取締役会が判断しております。

(7) 当事業年度に支払った役員退職慰労金

当社は、2009年6月17日開催の第39期定時株主総会の終結の時をもって取締役および監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続いて在任する取締役および監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いたしております。

なお、当事業年度において支払の対象となる退任役員はおりません。

(8) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
 監査役都築一隆氏は、都築公認会計士事務所の所長であります。当社と同事務所との間に特別な関係はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況

	活 動 状 況 及 び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 石川正則	当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回に出席いたしました。主に食品事業会社の経営経験者（上場企業の役付取締役を経験）としての見地から意見を述べるなど、期待される役割に基づき取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役 植村まゆみ	当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回に出席いたしました。ビジネス経験（大手企業のブランドマネージャーや就労促進事業（第3セクター）管理者などを経験）を活かして、女性目線での商品・サービスの開発やマーケティング活動へのアドバイスなど、期待される役割に基づき取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役 蘭森成輝	当事業年度に開催された取締役会15回のうち14回に出席し、監査役会14回のうち13回に出席いたしました。他社の常勤監査役として培ってきた豊富な知識およびビジネス経験等（上場企業で情報システム・企画開発・製造などを経験）を当社監査体制に反映し取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また監査役会において、当社の内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
監査役 都築一隆	当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回に出席し、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から意見を述べております。また監査役会において、当社の経理システムならびに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
監査役 高橋 亘	当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回に出席し、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。司法警察官出身であり、公正に当社が社会において果たす役割を認識し、取締役の職務の執行を監督する見地で意見を述べております。
監査役 左近光治	当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回に出席し、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。他社における豊富な知識やビジネス経験等を当社監査体制の充実・強化に反映し、取締役の職務の執行を監督する見地で意見を述べております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る報酬等の額	18,392千円
当社および当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,392千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、かつ実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務施行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行なったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人太陽有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

6. 業務の適正を確保するための体制

会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合し、かつ社会的責任および企業倫理を果たすため、コンプライアンス・ポリシー（企業行動基準）を定め、周知徹底させる。
- ② 管理部をコンプライアンス担当部門とし、コンプライアンスの取り組みを全社横断的に統括する。内部監査部門は、管理部と連携して、コンプライアンスの状況を監査する。
- ③ コンプライアンス担当部門は、定期的にコンプライアンス・プログラムを策定し、実施する。取締役および使用人に対し、コンプライアンスに関する研修、マニュアルの作成・配布を行うこと等により、コンプライアンスの知識を高め、コンプライアンスを尊重する意識を醸成する。
- ④ 内部通報制度による不正行為等の早期発見、是正に務め、通報者に対して情報提供を理由とした不利益な処遇は一切行わない。

(2) 取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

- ① 取締役の職務執行にかかる、重要な意思決定および取締役に対する報告に関する情報は、文書または電磁的媒体（以下、文書等という。）に記録し、保存する。
- ② これらの文書等の作成、保存、閲覧および廃棄等は、文書管理規程その他の社内規程の定めるところに従い適切に行う。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理担当役員を置き、リスク管理を統括する部門を設置する。リスク管理担当部門は、リスク管理規程を定め、リスク管理体制の構築および運用を行う。
- ② コンプライアンス、安全衛生、労働衛生、環境、災害、品質、情報セキュリティ、海外進出先でのカントリーリスク等、各事業部門は、それぞれの部門に属するリスクの管理を行う。各事業部門の長は、定期的にリスク管理の状況を取締役会に報告する。
- ③ 新たに生じたリスクについては、取締役会において速やかに対応責任者および担当部門を定める。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、経営計画を定め、会社として達成すべき目標を明確化するとともに、取締役ごとに業績目標を明確化し、かつその評価方法を明らかにするものとする。
- ② ITの活用、意思決定プロセスの簡素化等により、意思決定の迅速化を図るとともに、重要な事項については、経営会議体を設置して合議制により慎重な意思決定を行う。

(5) 会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① グループ・コンプライアンス・ポリシーを定め、グループ全体のコンプライアンス体制の構築に努める。
- ② 子会社管理の担当部署を置き、子会社管理規程を定め、子会社の状況に応じて必要な管理を行う。また、各グループ会社の経営成績、子会社の取締役等の職務執行に係る事項、その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務付ける。
- ③ リスク管理担当部門はグループ全体のリスクの評価および管理の体制を適切に構築し、運用する。
- ④ グループ内取引の公正性を保持するため、グループ内取引規程を策定する。グループ内取引については、必要に応じてコンプライアンス担当部門が審査する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役は、使用人に監査業務に必要な事項を命令することができるものとする。
- ② 監査役から監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役からの指揮命令を受けないものとする。

(7) 当社および子会社の取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 当社および子会社の取締役および使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生したまたは発生する恐れがあるとき、取締役および使用人による違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役に報告する。
- ② 事業部門を担当する取締役は、監査役会と協議のうえ、定期的または不定期に、担当する部門のリスク管理体制について報告するものとする。
- ③ 監査役は、必要に応じて業務執行に関する報告、説明または関係資料の提出を当社および子会社の取締役および使用人に求めることができる。

(8) その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役および使用人の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努める。
- ② 監査役会と代表取締役との間の定期的な意見交換会を設定する。
- ③ 監査役への報告を行った当社および子会社の取締役および使用人に対し、当該報告をしたことを理由とした不利な取扱いを行わない。
- ④ 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、所定の手続に従い、これに応じる。

(9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社および子会社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関係法令等に基づき有効かつ適切な内部統制の整備および運用する体制を構築するとともに、その体制について適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正措置を行う。

(10) 反社会的勢力排除に向けた体制

- ① 暴力団排除条例に基づき、市民社会の秩序や安全に脅威を与え、企業の健全な発展を阻害する反社会的勢力に対しては、断固たる姿勢で臨み、一切の関係を遮断し、不当な要求は拒絶する。
- ② コンプライアンス・ポリシー（行動基準）の反社会的勢力への対応条項に基づき、社内への周知徹底と実行力のある体制整備の維持・向上に取り組む。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- (1) 業務の適正を確保するために「行動基準」を定め、社内規程・内部通報の受付窓口とともにこれらを社内ポータルサイトに掲示し、取締役および使用人が法令および諸規程に則った行動をするよう、周知・徹底に努めております。
また、取締役および使用人に対して、ハラスメント未然防止研修の他、集合形式やWebセミナー方式による階層別の研修も開催し、コンプライアンスを尊重する意識の醸成に努めております。
- (2) コンプライアンス経営の強化を目的に「内部通報制度運用規程」を定め、社内ポータルサイトに掲示するとともに、内部通報の受付窓口を社外第三者にも設置することにより、コンプライアンスの実効性向上に努めております。
- (3) 当社グループの全体的なリスク管理体制ならびに内部統制システムの構築及び運用、評価を統括する部門としてリスク統括室を設置するとともに、改善すべき課題を認識したテーマについては、個別にプロジェクトを立ち上げ、全社横断的なメンバーにより解決に注力しております。
- (4) 食品製造拠点である本社工場では、食品安全マネジメントシステムの国際規格「ISO22000：2018」を認証更新し、より安全・安心な食品の製造体制の向上に努めております。
また、更に適用範囲を8番らーめん泉ヶ丘店に拡大して認証取得し、安全・安心な料理提供に努めております。
- (5) 毎月定例開催する取締役会では、法令・定款に定められた事項に限定せず、取締役会規程・取締役会決議事項細則に基づく幅広い決議事項・報告事項を議案としております。また、毎週初めに開催する常勤取締役および執行役員等からなる定例会議において、業務執行に関しての経営課題や問題意識の共有、迅速な問題解決に当たっております。なお当該会議には、適宜、社外役員も参加しております。

- (6) 海外事業拠点や関係先との更なるコミュニケーション強化としてテレビ会議システムによるリモート会議も活用し、情報の共有、慎重かつ迅速な意思決定の維持向上に努めております。
- (7) 監査役は、取締役会ならびにその他の会議に出席し、取締役の業務執行を監視するとともに、時機に応じて各取締役および重要な使用人と情報交換を行い、経営課題・問題を共有するほか、さまざまな角度から経営をモニターし、取締役の業務執行に対して厳正に対応しております。
- 毎月定例開催する社外役員会（社外取締役ならびに社外監査役全員で構成）において、経営課題・問題について相互に情報の共有化を行うことで、社外取締役と社外監査役の連携強化を図っております。

連結貸借対照表

(2023年3月20日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,847,740	流 動 負 債	983,864
現金及び預金	818,374	買掛金	309,252
売掛金	646,546	短期借入金	110,084
商品及び製品	169,919	未払法人税等	39,426
原材料及び貯蔵品	24,029	賞与引当金	85,786
その他	188,869	未払費用	255,091
固 定 資 産	2,844,090	店舗閉鎖損失引当金	4,268
有 形 固 定 資 産	1,967,939	その他	179,954
建物及び構築物	570,066	固 定 負 債	485,473
機械装置及び運搬具	243,676	長期借入金	164,448
工具、器具及び備品	78,216	長期未払金	63,180
土地	1,071,028	長期預り保証金	148,987
建設仮勘定	4,951	役員株式給付引当金	68,148
無 形 固 定 資 産	61,612	従業員株式給付引当金	33,618
投 資 そ の 他 の 資 産	814,538	その他	7,091
投資有価証券	269,606	負 債 合 計	1,469,338
関係会社出資金	59,920	(純 資 産 の 部)	
差入保証金	205,729	株 主 資 本	3,186,482
保険積立金	70,404	資 本 金	1,518,454
繰延税金資産	204,524	資 本 剰 余 金	1,093,537
その他	22,546	利 益 剰 余 金	1,010,725
貸倒引当金	△18,193	自 己 株 式	△436,234
資 産 合 計	4,691,830	その他の包括利益累計額	36,006
		その他有価証券評価差額金	11,213
		為替換算調整勘定	24,792
		非支配株主持分	3
		純 資 産 合 計	3,222,491
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	4,691,830

連結損益計算書

(2022年3月21日から
2023年3月20日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高 価		6,435,409
売 上 原 価		3,729,300
売 上 総 利 益		2,706,109
営 業 収 入		671,873
営 業 総 利 益		3,377,982
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,209,876
営 業 利 益		168,106
営 業 外 収 益		135,220
受 取 配 当 息	554	
受 取 地 代 家 賃	16,624	
為 替 差 益	71,507	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	11,316	
協 力 金 の 収 入	10,485	
そ の 他	4,701	
営 業 外 費 用	20,031	79,051
支 払 利 息	2,866	
支 払 費 用	68,388	
そ の 他	7,795	
経 常 利 益		224,276
特 別 利 益		361
特 補 助 金 収 入	361	
特 別 損 失		87,122
固 定 資 産 除 却 損	324	
減 損 損 失	56,445	
店 舗 閉 鎖 損 失 引 当 金 繰 入 額	9,876	
固 定 資 産 圧 縮 損	361	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	20,115	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		137,514
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	67,494	
法 人 税 等 調 整 額	4,841	72,335
当 期 純 利 益		65,178
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		0
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		65,178

連結株主資本等変動計算書

(2022年3月21日から
2023年3月20日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2022年3月21日 残高	1,518,454	1,093,537	1,005,135	△445,188	3,171,938
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△59,588		△59,588
親会社株主に帰属する当期純利益			65,178		65,178
自己株式の取得				△196	△196
株式給付信託による自己株式の処分				9,150	9,150
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					-
連結会計年度中の変動額合計	-	-	5,589	8,953	14,543
2023年3月20日 残高	1,518,454	1,093,537	1,010,725	△436,234	3,186,482

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			非支配株主持分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
2022年3月21日 残高	△8,028	△1,643	△9,671	2	3,162,269
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△59,588
親会社株主に帰属する当期純利益					65,178
自己株式の取得					△196
株式給付信託による自己株式の処分					9,150
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	19,241	26,436	45,678	0	45,678
連結会計年度中の変動額合計	19,241	26,436	45,678	0	60,221
2023年3月20日 残高	11,213	24,792	36,006	3	3,222,491

貸借対照表

(2023年3月20日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,580,125	流 動 負 債	897,705
現 金 及 び 預 金	656,912	買 掛 金	228,350
売 掛 金	562,770	1年内返済予定の長期借入金	110,084
商 品 及 び 製 品	148,053	未 払 法 人 税 等	36,406
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	24,029	賞 与 引 当 金	85,786
前 払 費 用	74,759	未 払 費 用	252,148
そ の 他	113,599	店 舗 閉 鎖 損 失 引 当 金	4,268
固 定 資 産	2,894,792	資 産 除 去 債 務	19,000
有 形 固 定 資 産	1,966,783	そ の 他	161,661
建 物	542,358	固 定 負 債	479,473
構 築 物	29,257	長 期 借 入 金	164,448
機 械 及 び 装 置	232,837	長 期 未 払 金	63,180
車 両 及 び 運 搬 具	8,593	長 期 預 り 保 証 金	148,987
工 具 、 器 具 及 び 備 品	77,757	役 員 株 式 給 付 引 当 金	68,148
土 地	1,071,028	従 業 員 株 式 給 付 引 当 金	33,618
建 設 仮 勘 定	4,951	そ の 他	1,090
無 形 固 定 資 産	61,978	負 債 合 計	1,377,178
投 資 其 他 の 資 産	866,029	(純 資 産 の 部)	
投 資 有 価 証 券	142,543	株 主 資 本	3,086,525
関 係 会 社 株 式	167,801	資 本 金	1,518,454
関 係 会 社 出 資 金	59,920	資 本 剰 余 金	1,069,193
差 入 保 証 金	205,192	資 本 準 備 金	379,685
保 険 積 立 金	70,404	そ の 他 資 本 剰 余 金	689,508
繰 延 税 金 資 産	215,815	利 益 剰 余 金	935,112
そ の 他	22,546	そ の 他 利 益 剰 余 金	935,112
貸 倒 引 当 金	△18,193	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	147,396
資 産 合 計	4,474,917	繰 越 利 益 剰 余 金	787,715
		自 己 株 式	△436,234
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	11,213
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	11,213
		純 資 産 合 計	3,097,738
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	4,474,917

損益計算書

(2022年3月21日から
2023年3月20日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		5,887,785
売上原価		3,268,430
売上総利益		2,619,355
営業収入		671,873
営業総利益		3,291,228
販売費及び一般管理費		3,151,056
営業利益		140,172
営業外収益		125,719
受取利息	325	
受取配当金	16,624	
受取地代家賃	71,507	
為替差益	11,969	
協力の金収	4,701	
その他	20,591	
営業外費用		79,085
支償そ		
払貸	2,866	
の	68,422	
の	7,795	
経常利益		186,806
特別利益		361
補助金収入	361	
特別損失		87,328
固定資産除却損失	324	
減損損失	56,651	
店舗閉鎖損失引当金繰入額	9,876	
固定資産圧縮損	361	
投資有価証券評価損	20,115	
税引前当期純利益		99,838
法人税、住民税及び事業税	62,000	
法人税等調整額	1,772	
当期純利益		36,065

株主資本等変動計算書

(2022年3月21日から
2023年3月20日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							自己株式	株主資本 合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
				固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金				
2022年3月21日 残高	1,518,454	379,685	689,508	1,069,193	147,396	811,238	958,635	△445,188	3,101,094
事業年度中の変動額									
剰余金の配当						△59,588	△59,588		△59,588
当期純利益						36,065	36,065		36,065
自己株式の取得								△196	△196
株式給付信託による 自己株式の処分								9,150	9,150
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額（純額）									-
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	△23,522	△23,522	8,953	△14,569
2023年3月20日 残高	1,518,454	379,685	689,508	1,069,193	147,396	787,715	935,112	△436,234	3,086,525

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
2022年3月21日 残高	△8,028	△8,028	3,093,066
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△59,588
当期純利益			36,065
自己株式の取得			△196
株式給付信託による 自己株式の処分			9,150
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額（純額）	19,241	19,241	19,241
事業年度中の変動額合計	19,241	19,241	4,672
2023年3月20日 残高	11,213	11,213	3,097,738

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月6日

株式会社ハチバン
取締役会御中

太陽有限責任監査法人
北陸事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石原 鉄也 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 南波 洋行 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ハチバンの2022年3月21日から2023年3月20日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ハチバン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月6日

株式会社ハチバン
取締役会御中

太陽有限責任監査法人
北陸事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石原 鉄也 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 南波 洋行 ㊞

監査意見

監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ハチバンの2022年3月21日から2023年3月20日までの第53期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準に9おける当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表

示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2022年3月21日から2023年3月20日までの第53期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、当事業年度の監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告および計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2023年5月12日

株式会社ハチバン 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 藺 森 成 輝 ㊟

監 査 役（社外監査役） 都 築 一 隆 ㊟

監 査 役（社外監査役） 高 橋 巨 ㊟

監 査 役（社外監査役） 左 近 光 治 ㊟

以 上

多様化する社会環境・新しい生活様式に向けた新業態・新サービスへの挑戦

新業態 「野菜巻き串 八千屋」 若宮店 2022年11月OPEN！ ～野菜たっぷり、ヘルシーな野菜巻き串を楽しむお店～

八千屋は、新鮮な地元野菜を厳選したお肉で巻き、表面はパリッと香ばしく、中はふっくら柔らかく炭火で焼き上げた「野菜巻き串」をお好きなお酒とともに楽しめる、地域密着の居酒屋です。

仕事帰りに立ち寄ったり、ふと思いついて家から歩いて行ったり、ひとりでも、ふたりでも、グループでも、肩ひじ張らずに過ごせる、地域の皆様の居場所になれるような居酒屋を目指しています。



新商品開発 JA志賀・宗玄酒造・ハチバン3社協業で 新しいブランド芋「いろは芋」を開発

志賀農業協同組合様、宗玄酒造株式会社様とハチバンは、3社協業で新しいブランド芋を開発しました。能登志賀町産のさつまいも「紅はるか」を、宗玄酒造様が日本酒を寝かせている「のと鉄道廃線トンネル」で約40日間貯蔵・熟成し、糖度を上げたものを「いろは芋」と命名しました。これをじっくりと加熱して焼き芋にし、さらに一晩低温で熟成させ、ねっとり甘い、焼き「いろは芋」に仕上げました。これからも、地元企業と協業し、各々の強みを活かした取り組みを大切にしていきます。



第53期のハチバン

季節の限定商品

4月1日 発売

野菜ゆず塩らーめん



6月1日 発売

野菜麻辣らーめん
麻辣唐麵



7月11日 発売

トムヤムクンらーめん

8番らーめん
タイ出店30周年記念



8月19日 発売

野菜トマトらーめん



4月21日

8番らーめん価格改定

4月

5月

6月

7月

8月

9月

6月

金沢工業大学との
共同研究スタート

ハチバン社員と学生20名で、
近未来の8番らーめん店舗と
メニューづくりを行う新しい
プロジェクトが始動。



8月2日

カップラーメン「野菜らーめん味噌
(8番らーめん監修)」をローソンが
全国で数量限定発売。

9月4日

八兆屋 矢作店が閉店

> 「冷凍自動販売機」設置状況

• 8番らーめん店舗 (11台)

石川 (4) 富山 (4) 福井 (2) 岡山 (1)

• その他 (5台)

JR金沢駅 他4か所



11月18日 発売
とんこつ白湯らーめん



12月21日
8番らーめん価格改定

1月13日 発売
野菜牛もつ煮らーめん



2月28日
8番らーめん泉ヶ丘店で
食品安全マネジメント
システムの国際規格である
ISO22000:2018認証取得

10月

10月26日
8番らーめん
松任駅北口店オープン
IT・省人化を取り入れた
新店舗です。



10月27日
そばと四季揚げ 八兆庵・
野々市本町店 オープン



11月

11月19日
野菜巻き串 八千屋・
若宮店 オープン



12月

12月
「プロが選ぶ観光・
食事・土産物施設
100選」に「市の蔵」
が入選

1月

2月19日
八兆屋 県庁前店が閉店

2月21日
おいとレモネード
焼き「いろは芋」を
数量限定で販売



1月29日

日本将棋連盟
第72期 王将七番勝負
勝負めしに「金澤やきそば・
焼き鯖の棒寿し」午後のおやつ
に「五郎島金時のおいもプレート」
と「レモネード」が選ばれました。



2月

3月

3月
タイの8番らーめん
152店舗目 オープン
タイではコロナ前と変わらず
順調に店舗を増やしています。



3月18日
「無人直売所 8番餃子」
3号店を穴水に開店



株主総会会場ご案内図

場所

金沢市文化ホール

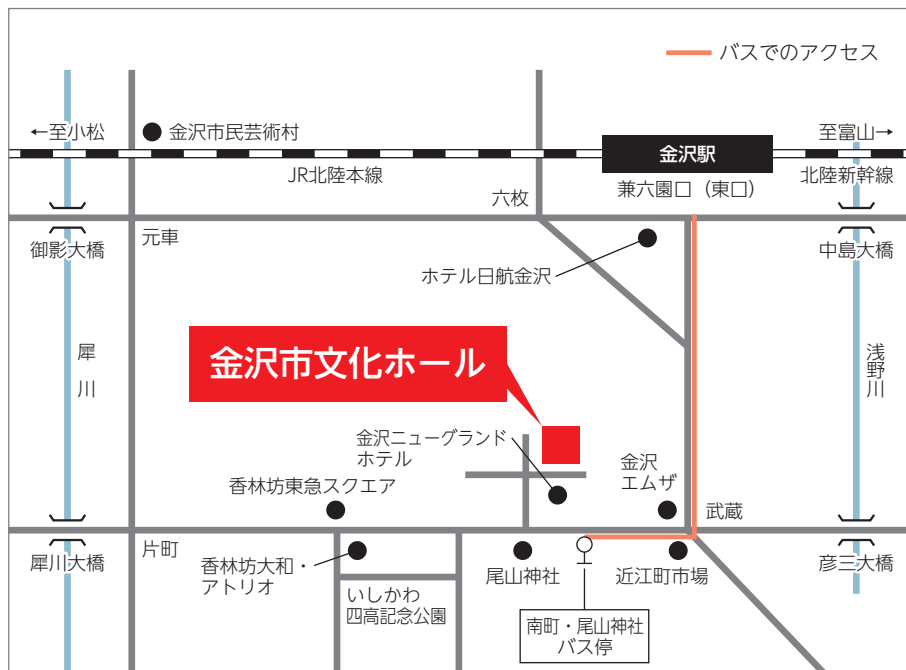
〒920-0864 石川県金沢市高岡町15番1号
電話 076-223-1221 (代表)

交通のご案内

■金沢駅 兼六園口（東口）より

- ・タクシーで約10分
- ・バスで約15分
香林坊方面のバスを利用し
南町・尾山神社バス停下車
徒歩3分

※来館者用の駐車場を設けておりませんので
公共交通機関をご利用ください。



株主メモ

事業年度 3月21日から翌年3月20日まで
定時株主総会 毎年6月中旬
基準日 期末配当: 3月20日
中間配当: 9月20日
株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社
同事務取扱場所 〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号
(郵便物送付先) 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
(電話照会先) 電話 0120-782-031 (フリーダイヤル)

同取次窓口 三井住友信託銀行株式会社 全国各支店
公告掲載方法 電子公告。ただし、電子公告を行えない事由が生じたときは日本経済新聞に掲載。
公告掲載URL <https://www.hachiban.co.jp>
証券コード 9950
(東京証券取引所スタンダード)

株式に関する手続き
<https://www.smtb.jp/personal/procedure/agency/>



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。